# 第６６回“社会を明るくする運動”
## ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
## の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない社会をつくることは、全ての国民が活躍することのできる国づくりの礎です。そのためには、あやまちを犯した人が、二度と同じあやまちを繰り返すことなく立ち直ることができるよう、地域の中で、適切な「仕事」や「居場所」などの生活基盤を確保することが大切です。特に、薬物依存症等立ち直りに特に困難を抱える人の社会復帰には、官と民が協力し、息の長いケアを行うことが欠かせません。私自身、刑務所や更生保護施設を訪問させていただき、あやまちから立ち直ろうとする人たちの社会復帰のためには地域の皆様の支えが何より重要であることを実感いたしました。

政府においても、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を控え、「世界一安全な国、日本」をつくり上げるため、再犯防止対策に強力に取り組んでいるところであり、地域の皆様と一層幅広く、緊密に連携してまいりたいと考えております。

国民の皆様には、再犯防止、“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」のもと、様々な分野から本運動に、多くの方々に御参加いただけますよう御協力をお願いします。

平成２８年２月３日

内閣総理大臣　安倍晋三